

## ○周防大島町お試し暮らし住宅事業実施要綱

令和3年4月1日

告示第42号

### (目的)

第1条 この告示は、周防大島町（以下「町」という。）に移住を希望する者が、一定期間町での生活体験ができるお試し暮らし住宅を利用できるようによりることで、移住希望者の流入を促進し、町の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町外に住所を有し、町への移住を希望している者をいう。
- (2) 住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に町での生活を体験できるよう町が移住希望者に貸し付け、お試し暮らしができる住宅及びその附帯施設をいう。

### (住宅の名称及び所在地)

第2条の2 住宅の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地	構造
西方お試し暮らし住宅	周防大島町大字西方1969番地2	木造瓦葺平屋建

### (借用資格)

第3条 住宅を借用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者（2世帯以上で利用する場合は、利用者全員が周防大島町への移住を検討していること。）
- (2) 住宅敷地内の維持管理を適切に実施できる者

### (借用申請)

第4条 住宅の借用を希望する移住希望者（以下「申請者」という。）は、「周防大島町お試し暮らし住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に現住所の住民票の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

### (貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査

し、適當と認めたときは、「周防大島町お試し暮らし住宅貸付許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

（契約）

第6条 許可書の交付を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を、「周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により締結し、住宅を借用するものとする。

（借用期間）

第7条 住宅の借用期間は2週間から4週間とし、前条に規定する契約書において定める。

2 希望する借用期間契約期間満了日が、周防大島町の休日に関する条例（平成16年周防大島町条例第2号）による休日の場合は、翌開庁日を契約期間満了日とする。

（住宅借用料）

第8条 住宅の借用料は、次表のとおりとする。

期間	金額（光熱水費を含む）	備考
2週間	30,000円	日割はしないものとする。
3週間	45,000円	
4週間	60,000円	

2 借受人は、前項の借用料を前納しなければならない。

3 第1項の借用料は、住宅借上料（光熱水費を含む）とし、その他生活に必要な経費については、借受人の負担とする。

4 第2項により納めた借用料は、期間満了日前に退去してもこれを還付しない。

5 前条第2項に該当する期間は、借用期間としてみなさず借用料を算定する。

（借受人の遵守事項）

第9条 借受人は、前条第1項による借用料を納めた後に、住宅の鍵を受取り、借用するものとする。この場合、借受人は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失し

たときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品を適切に取扱うこと。
- (3) 借受人は、施設の清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い仕分けをすること。
- (5) 借受人は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
- (6) その他、町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 借受人は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は住宅の敷地内における工作物の設置。
- (2) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (4) 申請書に届け出ていない者に利用させること。
- (5) 興業、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡すること。
- (10) 住宅内及び住宅の敷地内での動物の飼育。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）による盲導犬、介助犬又は聴導犬を伴うことを除く。
- (11) 暴力団構成員、同準構成員又は反社会的集団の構成員等が施設を利用するこ。
- (12) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付の許可の取り消し)

第11条 町長は、借受人に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定にかかわらず貸付許可を取り消すことができる。この場合、

町長は、借受人に対して速やかに「周防大島町お試し暮らし住宅貸付取消書」（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、第8条第2項により納めた借用料は、これを還付しない。

（明渡し）

第12条 借受人は、借用期間が満了する日までに又は前条の規定に基づき貸付許可が取り消された場合にあっては直ちに、住宅を明渡さなければならない。この場合において借受人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

2 借受人は、前項の規定に基づき明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき借受人が行う原状回復の内容及び方法について、借受人と協議するものとする。

（立入り）

第13条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受人の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

（損害賠償）

第14条 借受人は、故意又は過失により住宅及び設備を破壊、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（事故免責）

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

（疑義の解決）

第16条 この告示に定めのない事項については、関係人相互で協議の上、決定するものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（令和3年9月30日告示第107号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

### 附 則（令和4年3月30日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則（令和4年9月27日告示第107号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

### 附 則（令和5年3月27日告示第16号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年3月31日告示第27号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則（令和6年1月18日告示第3号）

この告示は、令和6年1月18日から施行する。

### 附 則（令和7年3月18日告示第3号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

周防大島町お試し暮らし住宅借用申請書

年　　月　　日

周防大島町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

周防大島町お試し暮らし住宅を借用したいので、周防大島町お試し暮らし住宅事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請いたします。

希望する住宅	住宅		
区分	<input type="checkbox"/> 新規 • <input type="checkbox"/> 2回目以降 ( 回目 )		
使用期限	年 月 日から	年 月 日まで	
使用者の氏名	住 所	連絡先	申請者との続柄

※現住所の住民票の写しを添付してください。

単身で利用される場合、緊急の連絡先を記入してください。

氏 名	連絡先

様式第2号（第5条関係）

周防大島町お試し暮らし住宅貸付許可書

年　月　日

周防大島町お試し暮らし住宅事業実施要綱第5条の規定により、下記の者に対し、  
お試し暮らし住宅貸付許可書をここに交付する。

記

申請者　住 所

氏 名

許可住宅　　住宅

許可期間　　年　月　日　から　　年　月　日　まで

山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2

周防大島町長

(印)

様式第3号（第6条関係）

周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書

（契約の締結）

第1条 周防大島町（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、下記対象物件について、次のとおり借地借家法第38条に定める定期建物賃借住宅契約を締結する。

（目的）

第2条 この契約書は、甲と乙が周防大島町お試し暮らし制度の利用にあたって必要な事項を定める。

（対象物件）

第3条 本契約の対象となる住宅（以下「本物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称：

住 所：

（用途）

第4条 乙は本物件をお試し暮らし用住宅として使用する。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、借地借家法第38条第3項の規定により、延長はないものとする。

（料金の支払い）

第6条 乙は、賃料 円を甲に支払うこととし、支払方法については、利用開始時に速やかに支払う。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙から利用中止の申し出があったとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙が周辺住民に対して迷惑を及ぼすなど、利用者として適当でないと甲が認めたとき。

（料金の還付）

第8条 第6条の規定により納めた賃料は、これを還付しない。

（禁止または制限される行為）

第9条 乙は、本物件において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は住宅の敷地内における工作物の設置。
- (2) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (4) 申請書に届け出ていない者に利用されること。
- (5) 興業、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡すること。

- (10) 住宅内及び住宅の敷地内での動物の飼育。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)による盲導犬、介助犬又は聴導犬を伴うことを除く。
- (11) 暴力団構成員、同準構成員又は反社会的集団の構成員等が施設を利用すること。
- (12) 建物内及び敷地内での喫煙すること
- (13) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(修繕)

第10条 本物件は、現状での賃貸であり、甲において修繕は行わないため、本物件の契約時点で、甲、乙で現状を確認する。

(明渡し)

第11条 乙は、本契約が終了する日までに、本契約が解除された場合にあっては、直ちに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を現状回復しなければならない。

(立入り)

第12条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全、その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、その旨を乙に通知しなければならない。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、相互に誠意をもって誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第15条 本契約に規定されていない事項については、甲乙協議のうえ定める。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲（貸付人）住所 山口県大島郡周防大島町小松126-2

氏名 周防大島町長

印

乙（借受人）住所

氏名

印

様式第4号（第11条関係）

周防大島町お試し暮らし住宅貸付取消書

年　月　日

周防大島町お試し暮らし住宅事業実施要綱第11条の規定により、年　月  
日付けで貸付許可を行った下記の者に対するお試し暮らし住宅貸付許可を取り消す。

記

借受人　　住所

氏名

許可取消住宅　　住宅

契約期間　　年　月　日　から　　年　月　日　まで

取消理由　　実施要綱第　条第　項の規定に違反したため。

山口県大島郡周防大島町大字小松126-2

周防大島町長

印

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第11条関係）